

令和元（2019）年6月17日

保護者（申請者）様

大阪市立加美小学校

校長 吉岡 哲郎

平成31（2019）年度 就学援助（早期2申請）の認定と支給について

平素は、本校の教育活動推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
就学援助申請につきまして、大阪市教育委員会より、審査の結果、就学援助が認定となりました。また、今後の援助費の支給日程・支給方法等は次のとおりです。

なお、支給される援助費は、お子さんの学校教育のためにお使いいただきますよう、
よろしくお願いします。

記

1. 支給予定日について

	支給予定日	内 訳
1回目	7月 2日（火）	学校徴収金の児童費及び学校給食費の5月分までの相当額 入学準備補助金
2回目	10月 3日（木）	自然体験学習（校外活動費）※1
3回目	12月 5日（木）	修学旅行費 ※2

2. 支給方法等について

（1）入学準備補助金

1年生のみ、就学援助費の受け取り口座に、上記の表の日程で支給されます。

支給額 50,600円

（2）学校徴収金の児童費及び学校給食費

上記の表の日程で学校徴収金の児童費及び学校給食費の5月分までの合計相当額が、就学援助費の受け取り口座に支給されます。ただし、未納金がある場合は未納分を学校で未納金に充当し、残額を支給します。

また、6月分以降は就学援助費から学校徴収金の児童費及び学校給食費に直接充当させていただきますので、保護者への直接支給はありません。

(3) 積立金

自然体験学習（５年）・修学旅行（６年）につきましては、行事实施後の支給予定日（表面の表の日程 ※１、※２）に、実費相当額が就学援助費の受け取り口座に支給されます。

不参加の場合は、原則支給されませんが、キャンセル料等実費負担分がある場合には、その実費分が支給されます。よって、学校徴収金の積立金につきましては、行事实施までに必ず納入を済ませていただきますようお願いいたします。

3. その他

- (1) 学校徴収金の児童費及び学校給食費につきましては、５月分までは口座引き落としを行いますが、６月分以降は就学援助費から学校徴収金の児童費及び学校給食費に直接充当させていただきますので、口座引き落としを停止いたします。

ただし、積立金・ＰＴＡ会費につきましては、認定後も口座引き落としを行いますので、お忘れのないようご入金ください。

- (2) 転出される場合は、翌年の３月末まで口座解約をせずに残しておいてください。

ご質問やご不明な点がございましたら学校事務室 就学援助担当（尾山）Tel6791-7501
までお問い合わせください。

☆支給日等に変更があった場合を除いて、今後、援助費支給についての通知は行われませんので、この通知は１年間大切に保管しておいてください。